

競技者資格規定の新旧対照表

新（変更後）	旧（現行）
<p>（競技者に禁止される商行為）</p> <p>第 7 条 競技者は、自己の肖像等（動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その個人であることが明確にわかるもの）をテレビ・ラジオコマーシャル、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ等の広告媒体物に使用させることを禁止する。</p> <p>2. <u>但し、前項に拘らず次の各号に該当するときは自己の肖像等の使用を認める。</u></p> <p>(1) <u>本連盟が定めた「肖像等の使用禁止除外規定」により、除外認定競技者として認められたとき</u></p> <p>(2) <u>JOC が推進するマーケティングプログラム・肖像権システムに基づき、シンボルアスリート・パートナーアスリートに認定され競技者が同意したとき</u></p> <p>(3) <u>本連盟が推進するマーケティングプログラムにより、肖像等を活用するとき。但し、小、中、高校生の使用は認めない。尚、その対価として本連盟に支払われる報酬（都度料）等の配分については、その都度当該競技者と協議し決定する</u></p> <p>(4) <u>競技者が所属する企業・団体が肖像等を活用するとき。但し、小、中、高校生の使用は認めない</u></p> <p>第 13 条 登録日において、第 7 条に禁止される商行為を行っている者の競技者登録は認めない。</p>	<p>（競技者に禁止される商行為）</p> <p>第 7 条 競技者は、自己の肖像等（動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その個人であることが明確にわかるもの）をテレビ・ラジオコマーシャル、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ等の広告媒体物に使用させることを禁止する。</p> <p>2. <u>但し、前項に拘らず本連盟及び JOC が推進するマーケティングプログラムへの自己の肖像等の使用は認めるものとし、その対価として本連盟に支払われる報酬（都度料）等については、附則に定める規定により当該競技者に支払うものとする。</u></p> <p>第 13 条 登録の前 1 年間に第 7 条の禁止される商行為が有った者の競技者登録は認めない。</p>

< 変更事由 >

JOC の肖像権を含むマーケティングプログラムの変更、及び本連盟の肖像等の取り扱いを明確に規定するため。